

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行
区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い
特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産
の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	提出法人	(フリガナ)						
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人		法 人 名 等					
			納 税 地		〒			
			(フリガナ)		電話() -			
			代表者氏名		㊞			
			代表者住所		〒			
		事 業 種 目		業				

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	連 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)							<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	※ 整理番号				
			法 人 名 等							部 門				
			〒		(局 署)					決 算 期				
			電話 () -							業種番号				
			(フリガナ)							整 理 簿				
			代表者氏名									回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
		代表者住所		〒										
		事 業 種 目		業										

租税特別措置法施行令 第39条の9第16項
第39条の108第15項 の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の

施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、

租税特別措置法施行令 第39条の9第15項
第39条の108第14項 各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の

延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額										円	
譲り受けようとする宅地		取 得 価 額		円		円		円			
		の 見 積 額									
		譲り受ける予定年月日		・ ・		・ ・		・ ・			
(やむを得ない事情の詳細)											
(その他参考となるべき事項)											

税 理 士 署 名 押 印										㊞	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	通信日付印	年 月 日	確 認 印			

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の9第15項各号・第39条の108第14項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第65条の12第5項・第68条の83第6項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「譲り受けようとする宅地」の各欄
 - イ 「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項・第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。
 - ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。